

# 契約書

- 1 件名 令和7年度 向陽学府小中一体校古墳の森樹木撤去作業
- 2 契約金額 ￥●●●●—  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●—)
- 3 履行期限 令和7年7月18日まで
- 4 契約保証金 免除

発注者と受託者は、上記事項及び次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者、受託者各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 磐田市長 草地 博昭

住所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

(総則)

第1条 受託者は、別添仕様書等に基づき、表記の手数料の契約金額をもって、表記の履行期限内に、表記の件名の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 受託者は、業務の処理につき、発注者の指示に従わなければならない。

(業務の中止及び変更)

第2条 発注者は、必要があるときは、業務の中止、内容変更又は履行期限の伸縮をすることができる。

2 前項の場合においては、受託者は発注者に対し契約の解除を求めることができる。

第3条 受託者は、災害その他やむを得ない理由により、契約期間内に業務を履行できないときは、発注者に履行期限の延長を求めることができる。

(第三者に及ぼした損害)

第4条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(業務の完了)

第5条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、10 日以内に目的物について検査を行うものとする。
- 3 検査に合格しないときは、受託者はその負担において、発注者の指示するところにより補正しなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受託者から補正終了の通知を受けた日から起算するものとする。

第 6 条 発注者は、検査合格後において受託者の適法な請求があった後 30 日以内に代金を支払うものとする。

(違約金)

第 7 条 受託者の責に帰すべき理由により履行期限内に業務を完了することができないときは、受託者は、遅延日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 の違約金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者の責に帰すべき理由により契約金額の支払いが遅れた場合には、受託者は前項の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第 8 条 発注者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に業務を完了する見込がないとき。
- (2) 正当な理由がなくて契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行にあたり発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- (5) その他契約条項に違反したとき。

第 9 条 前条の規定により契約を解除した場合においては、既済部分に対し発注者において相当と認める範囲内で相当と認める金額を交付することがある。

第 10 条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 11 条 受託者は、発注者の文書による承認を得ないで、その権利を第三者に譲渡し、または業務の処理を第三者に委託してはならない。

第 12 条 発注者は、受託者が磐田市契約規則（平成 17 年磐田市規則第 32 号）第 46 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。また、契約を解除したときは、発注者はこれによって生じた損害を受託者に請求することができる。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第 13 条 受託者は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 受託者は、この契約に関する下請その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて発注者に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(補則)

第 14 条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者、受注者協議の上定め、協議がととのわないときは、発注者の認定するところによる。